

平成29年第4回土別市議会定例会会議録（第4号）

平成29年12月14日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時35分散会

本日の会議事件

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	国忠崇史君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	遠山昭二君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
市立病院副院長	三好信之君	総務部長(併)選挙管理委員会事務局長	中舘佳嗣君
市民部長	佐々木幸美君	保健福祉部長	田中寿幸君
経済部長	井出俊博君	建設水道部長	沼田浩光君
朝日総合支所長	法邑和浩君	市立病院理事務局長	加藤浩美君
教育委員会会長	中峰寿彰君	教育委員会生涯学習部長	村上正俊君

農業委員会
会長

松川英一君

農業委員会
農事
事務局
会長

武田泰和君

監査委員

吉田博行君

監査委員
局長

穴田義文君

事務局出席者

議会事務局
局長

浅利知充君

議会事務局
議長
議事
局長

岡崎浩章君

議会事務局
議事
局長
幹事

前畑美香君

議会事務局
議長
議事
局長
幹事

駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(浅利知充君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番(松ヶ平哲幸君)(登壇) おはようございます。

昨日とおとといの雪で、きのうの国忠議員のお話ではありませんけれども、土別の降雪が259センチ、積雪が114センチ、早出回数が15回と、いずれも昨年と比較をして全て上回っているということで、きょう建設水道部長のほうにも確認をしますと、これだけの雪が降ったので排雪も早めるということでしたので、雪はね、皆さん連日大変でしょうけれども、十分体には御自愛いただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初の質問はリスクマネジメントについてです。

全国の都道府県、市町村を見ても、自治体職員に関する事故、事件は毎月のように発生しています。決して他人事ではありません。また、多くの事故、事件は突発的に起きるもので、予約つきの危険などありません。特に、自治体の管理者の立場にいる者は、自分の所管で万が一事故などが発生したら、迅速にどう対応するかを判断し、直ちに指示を与えなければならない立場に置かれています。その際、危機に際してうまく対応しろ、問題を大きくさせぬように処理しろなどの抽象的な指示は何の意味もありませんし、更に被害を大きくさせることもあります。そして、いつ起きかわからない危機に際して、的確、迅速に対応するためには、責任者となる個人の危機の対応する基本形の判断が全てとなります。しかし、この基本形どおりに事故、事件は起こりません。いつでもどこでも対応できるようにしていかなければ危機対応は難しくなります。

そこで、自治体での危機において発生率の高いものは、職員の行為に起因するものと、自治体の施設上で起こるものがあります。職員の故意によるものとしては、汚職、官製談合、公金の着服、パワハラ、セクハラ等があります。また、職員の過失によるものとして、飲酒運転、公用車の事故、教師等の不注意による児童・生徒等へのけがなどです。施設に関しては、道路、

公園、プール、体育館等の施設の設置、または管理上の瑕疵によって生じる事故があります。そのほか、コンピューターの発達に伴う個人情報流出事件など深刻な状態を招いています。今日においてはどのような事故、事件が起きても不思議ではない時代となっています。

このような中で、市民生活を守る自治体職員として、危機管理に対する対処方法を磨くことが重要であり、特に危機発生時の初動対応は最も大切なものとなります。このような中で、本市の職員にはどのような研修や指導を行っているのでしょうか。特に、近年は団塊の世代の退職により職員の平均年齢が低下してきており、特に管理職の若年化により経験年数が浅いことから、危機の対応が不安視される場所でもあります。しっかりとした対応をするためにも、基本形のマニュアルの作成、配布や、日ごろからの危機対応の意識の醸成に努める必要があると思います。

事故や事件の被害者の多くは市民でもあることから、最善の対応が求められるものであり、改めて本市のリスクマネジメントの考えと取り組みをお聞かせください。

次に、ここ5年間の公務における事故件数を種類別にお聞かせください。残念なことに、今回の議会でも公用車における事故の損害賠償が議題となりましたが、第2回定例会においても同じ損害賠償が発生する事故がありました。

これは、トラックの荷台から落下した積載物が対向車線を走行してきた市民が運転する車両に接触し、損害を与えたことによる損害賠償だったわけですが、この事故に限って言えば、積載物が落下した理由は、ロープをかけ、固定したが、左折の際、振られた部分で幾つかの梱包品が荷台から落ちたことだとの説明があり、職員に対する対応は、運転者、現場関係にいた者に対して所管部長からの厳重注意、あわせて所管部長を初め当該部署の管理職員に対して理事者から厳重注意をし、今後はさまざまな改善策を含めて指示を出したとのことですが、具体的にどのような改善策を示したのでしょうか。改めてお聞きをしたいと思います。

現業部門における労働の安全対策はおろそかにはなっていないでしょうか。行政には士別市職員安全衛生管理規定を設けて、衛生管理者を配置しています。この管理者は職員の衛生の確保のためとして、主に健康、労働環境衛生、緊急用具、衛生教育など、衛生に係ることを目的にされていますが、この規定によると、所属長は職員の安全と健康を確保するように努めなければならないとあることから、労働の安全、作業の安全化にも努めなければならないと思うのですが、安全衛生委員会の開催状況や、作業に対する安全などは検討されているのでしょうか。

荷台の梱包をロープなどで結束の仕方などは、しっかりと研修や現場での実技をやっているのかどうか。事故が起きたとき、どうして事故が起きたのか、その原因と対策をしっかりと検証しなければなりません。そして、このことは事故を起こした職場にとどまることなく、全職場、全職員が承知することが必要ではないでしょうか。担当だけに注意をしても事故はなくなりません。しっかりと安全衛生管理規定の中に安全性を追求するものをつくるべきとも思いますが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

民間の作業の安全性に取り組む姿勢は、大変失礼ではありますが、公務職場とは比較にならないぐらい丁寧に検証し、全社員に周知させる努力を行っています。公務職場で現場における作業は限定されているかもしれませんが、少ないからといって安全を軽視してはいけません。これらの被害者は圧倒的に市民となるわけでありますから、今後の取り組みを十分に実施していただきたいというふうに思います。

次に、職員の公用車の運転についてです。

このことに関しては、士別市車両管理規定に基づき、車両の管理と運転に関する規定を定めているものですが、これによると、総務部長と朝日総合支所長は車両管理者、安全運転管理者、整備管理者及び運転者に法令を遵守させ、車両の管理運行については必要な指示を行うとあります。その中で、特に今回の事故のように、後退中に駐車中の車両に接触した場合、事故を起こした担当課には今後についての指導をしたようでありますけれども、このような事故があった原因は、後退中に誘導者を決めていなかった、複数の乗務員がいる場合は誘導者をあらかじめ決めておく、大型車両ではバックモニターが設置されていない車両のときは、決して運転手一人の場合は後退させないなど、事故をしっかりと職員に伝えることが必要だと思います。

そこで、改めて、これらの周知の徹底は安全運転管理者及び副安全運転管理者の職務だと思いますが、実際にはどのような内容で運転管理者の会議が行われているのか、示していただきたいと思います。

事故が発生した際には、管理者を含めて再発防止の対策を徹底しなければならないと考えますが、改めてこれらの取り組みをお伺いをしたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市のリスクマネジメントの考え方については私から、これまでの取り組みや過去5年間の公用車における事故件数などについては総務部長から答弁申し上げます。

地方自治体の責務は住民福祉の増進を図ることであり、それを阻害するさまざまなリスクに対して常に危機意識を持ち、未然に防止することが重要です。民間企業では既に平成18年に施行された会社法において、リスク管理体制、いわゆる内部統制の構築が経営者の注意義務として規定されています。この制度は、不正経理や偽装表示などの不祥事が発生した事後では対応が困難なことから、組織としてのセーフガードとして定められているものです。

地方自治体においても、事務が複雑かつ広範なものとなっていることに加え、住民訴訟が増加している状況などから、事務処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、みずからコントロールする取り組みが求められてきました。

こうした中で、本年6月に地方自治法が改正され、内部統制の制度化や監査制度の充実強化等が図られました。このうち、内部統制は、組織内部において違法行為や不正、ミスなどが行われることがないように、また組織が健全かつ有効、効率的に運営されるよう、業務の基準や手

続を定め、それに基づいて管理、監視、保証を行うための一連の仕組みと方針です。

改正地方自治法では、32年度までに都道府県と指定都市は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが求められており、制度化に向けた取り組みが今後の重要な課題となっています。

その他の市町村の対応については努力義務となっていますが、全ての自治体で内部統制に関する方針が早急に策定されるよう、引き続き検討を行うとされていることから、将来的にはこうした制度の法制化が予想されています。

今後の取り組みとしては、まず、全職員がこれまで曖昧であったリスクという考えを明確に認識し、内部統制の基本的な知識や方法を学ぶ必要があります。また、組織目標や業務を阻むリスクを改めて洗い出すことや、各リスクに対する制御方法を業務規定等で定めること、更には権限と責任の明確化、監視体制の整備を図ることが必要とされています。

一方では、地方分権改革の進展による地方公共団体の責任領域の拡大と内部統制の制度化が困難な業務も増加していることから、一定の限界があることも想定しなければなりません。コストと効果が見合わない過度な体制整備につながらないことにも意を配しつつ、さまざまな観点からの研究が必要と考えており、今後の国や先行事例となる都道府県、指定都市の動向を注視していく考えです。

近年の地方自治体は、増加傾向にある自然災害を初め、職員の不祥事や人為的ミス、公共施設での事故など、複雑かつ多種多様化するリスクに直面しており、今後もリスクの把握に努め、的確な評価に基づく優先順位の決定や予測と防止対策の構築、更には有事の際の迅速かつ適切な対応が図れるリスクに強い組織体制に向けた取り組みを行ってまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） 私から、これまでの取り組み及び公用車における事故件数についてお答えします。

初めに、これまでの取り組みについてです。

自然災害や施設運営上で想定される事故等の対処方法については、各種マニュアルの整備を進めています。自然災害が予測される状況や発生時には、災害時職員初動マニュアルにおいて災害応急対策や避難所における被災者対応、各部局の役割を明確化しているほか、ライフラインを担う部署や病院職場では部署ごとに災害時対応マニュアルを作成しています。

公共施設の管理については、本年8月に士別市公共施設予防型管理マニュアルを作成し、適切な維持管理に向けた考え方を示したところであり、また、子供たちを預かる保育園や児童館においては、不測のけがや病気などに備えた対処方法のマニュアルを整備しています。

職員の不祥事防止に向けた取り組みとしては、副市長から職員に対して、年末年始を迎える時期や選挙執行時には綱紀粛正及び服務規律の保持について、また行楽期を迎える時期には交通違反及び交通事故の防止について周知徹底を図っており、市民の模範となる立場であること

を再認識させ、事件や事故を起こさぬよう注意喚起を促し、未然の防止に努めています。

今後においては、管理職員を中心に、危機対応能力の向上を図るため、各種対応マニュアルの整備方法等を含めた職員研修を実施し、危機管理意識の醸成に努めていく考えです。

次に、過去5年間の公用車における事故件数についてです。

平成24年度から28年度の5年間に発生した事故は、原因が相手方の過失によるものや指定管理先、法人等へ貸与している車両事故を含め、24年度が物損事故4件、自損事故13件の計17件となっており、25年度は人身が2件、物損が5件、自損が7件の計14件、26年度は物損が1件、自損が7件の計8件、27年度は物損が1件、自損が12件の計13件、28年度は物損が1件、自損が10件の計11件となっています。なお、今年度はこれまで物損が3件、自損が3件の計6件発生している状況です。

次に、事故後に施した具体的な改善策についてです。

議員お話のありました事故を起こした部署において、再発防止の徹底に向け、原因の検証を行った結果、6つの要因があったことから、それらに対する改善を図ったところでは、

まず1つ目として、平ボディ車を使用し、荷台の高さを超えて積み上げていたこと。2つ目として、荷崩れ防止のシートやネット等をかけていなかったこと。3つ目として、荷づくりロープのかけ方が緩かったことです。この3つの要因の改善策として、製品運搬時はほろ車を使用することを基本とし、ほろ車が使用できない場合は適切な積み込み、シートがけの厳守、積み荷の状態を複数人で確認しながらのロープかけを徹底したところでは、4つ目として、搬送業務の担当ではない職員が運転していたことから、現在はあらかじめ運転業務を行う職員を指定しています。5つ目として、走行経路を間違えたことで運転者が動揺したことも一つの要因と考えられ、現在は同乗者も走行経路や運転状況に注意することとしています。6つ目としては、通いなれた近距離の経路に、速度に気をつければ問題ないとの油断があったことから、距離や使用頻度にかかわらず、これまでの改善策を初めとする確認作業を徹底することで再発防止に努めたところでは、

次に、安全衛生委員会の開催状況についてです。

本市は労働安全衛生法に基づき衛生委員会の設置が義務づけられています。衛生委員会は産業医1名、衛生管理者2名、委員12名を構成員とし、職員の健康障害の防止や健康の保持増進を図ることを目的に年1回程度開催しており、昨年度は3月、今年度は今月の開催を予定しています。

また、衛生委員会の開催に合わせて、給食センターや保育園などの職場巡視を随時実施し、職場の安全衛生上の課題を見出し、改善を図っています。

その他、学校職場では、業務技師の職場研修として、危険を伴う作業機器の使用法の習得に努め、環境センターでは危険予知についての研修を実施するなど、各職場において安全対策に必要な研修を実施しているところでは、

御提案のありました安全性を追求する規定をつくることについては、安全衛生管理規定は主

に労働環境衛生の向上について規定しているため、現状において安全性の向上などの詳細について規定する考えはありません。しかし、事故が起きた場合の原因の検証と対策、その結果を職場にとどめることなく全職員に周知するなどの取り組みは、職場内の安全対策の向上と危機管理意識の醸成につながることから、庁議などによる周知について検討してまいります。

次に、安全運転管理者等の職務と事故の再発防止対策についてです。

本市では、道路交通法の規定に基づき、各部署の自動車所有台数に応じて安全運転管理者と副安全運転管理者を選任しており、安全運転管理者は総務課長を初め4人、副安全運転管理者は市民課長のほか6人を選任し、年1回の法定講習を受講しています。

現在、公用車の事故が発生した際には、士別市職員の交通事故等に関する規定に基づき、所属長が作成する事故報告書の提出を義務づけており、事故の発生状況を詳細に記載するほか、所属部長が当事者に処置した内容、職員本人の再発防止に向けた考えなどを記載することとなっています。

また、発生直後に職場長から車両の統括管理者である私に口頭での報告も義務づけており、その際に、事故原因の検証の指示や注意、指導を行い、事故の再発防止に努めています。

しかしながら、公用車における事故が依然としてなくなる実態を踏まえ、議員お話のありました安全運転管理者、副安全運転管理者による会議の実施、公用車を運転する機会の多い職員に対する安全対策も含めた研修の開催など検討を進めるとともに、安全運転の励行、事故の再発防止策の指導など、今後も公用車事故根絶に向けた取り組みを一層進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） ちょっと一点だけ再質問させていただきます。

総務部長の今答弁にあったように、過去5年間における事故の件数というのは、多いか少ないかは別としてですけれども、これだけの公用車、しかもじんかいの作業車なんかも毎日のように動いていて、よくこの程度で終わっているなど、事故を起こして褒めるわけではありませんけれども、事故は起きるものだというふうに思っています。

それをいかにして今後減らすかということの取り組みなんですけれども、実は、事故を起こした場合に、今の説明でも、担当課には十分注意をさせたと。今後起こらないようにと。細かく言えばロープのかけ方、荷崩れネット等々の部分は、それは担当課はもちろんなんですけれども、実はこの作業というのは、現場だけではなくて、例えばイベントなんかの手伝いときに、一般事務職もトラックを運転して荷物を運搬するときがあるんですよ。そのときに、ちゃんとロープのかけ方をわかっているのかと。そういうとき、もう絶対ネットをかけなければいけないんじゃないかというところまで、全職員に僕は徹底させるべきだと思うんです。事故が起こったところだけでその方策と、今後起こらないようにというのはもちろんなんですけれども、そういった意味では、こういう事故が起きて、今後こういうようにするようという対処を全職員に僕は伝えるべきだと思います。

交通事故に関しても、恐らく担当課はわかっているんですけども、例えば変な話ですけども、経済部の職員が起こした事故が、では市民部の職員が知っているのかといたら、そこは全く僕はわからないと思うんです。それは全職員が安全意識を持つということは、ちゃんとこういう事故があった、それはやはり伝えていくべきだと思うんです。

例えば民間なんかの事業所でいくと、ちょっと大きい会社になると、全国の工場であった事故が毎日のように入ってきています。こういう事故があったので気をつけるようにと。口頭で注意をするのももちろん必要なのでしょうけれども、全職員がやはり、おい、また事故があったなど。起こさないように頑張るべな、注意しようなどという意識をどう持ってもらうためには、名前まで報告しなくていいんですけども、きっちり公用車の事故があったと。安全作業も、さっき言ったロープのかけ方とか荷崩れネットというのは、ほかの災害があったとき、一般事務職もかかわるときがあるんじゃないかと。それは軽トラックも僕は同じだと思うんです。運転させますから。

そういった安全管理に関する事故もしっかりと全職員にどう認識をしてもらうかということが、僕は公用車の事故の削減であったり作業上のミスをなくすということだと思いますので、そういった意味では、衛生委員会だけにはとどまらず、しっかり安全委員会というものもつくって、僕はそういう事故があったときに全職員に伝える、そういう仕組みを僕はもっとする必要があると思うんですけども、これについての考え方をもう一度聞かせていただきたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 松ヶ平議員の再質問にお答えいたします。

ただいまの御提言につきましては、公用車の事故の原因、それからその対策、そういったものを全庁的にきちんと周知することによってその改善を図っていくという趣旨というふうに受けとめをさせていただきました。

答弁で申し上げましたとおり、安全運転管理者については毎年講習を実施しております。また、あわせて、交通安全管理者協会、事務局は市民部になりますが、ここから毎月職員に向けて交通安全情報を配信しております、これは公用車の事故に限ったわけではありませんが、事故の発生状況、それから季節ごとにどういった事故の傾向が多いか、その対策、心構え、こういったものも注意喚起を図っているところです。

また、職員を対象にした冬道講習を毎年実施いたしまして、特に新任職員については必ず受講するように指導をしているようなことがございます。

そこで、今回の御提言を踏まえた今後の対策につきましては、やはり第一義的には、交通安全管理者がそういったものをきっちりどういうふうに徹底していくかということが一番だと思います。ですから、今御提言のあったことも含めて、我々も組織としてそういった対策をきちんと積み上げて情報を共有するということで、そういったことを二度と起こさないようにすると、そういった体制をつくっていく必要があると思っております。

そういう意味では、例えばその業務に応じて必要な対応策というのは変わってくるかもしれませんが、そこで出た一つの方策については全庁的に周知をすると、これを徹底するというところで行っていきたいというふうに思いますし、あわせて、中にはその運転者により改善が必要ではないかと思われるような場合もございますので、そういった場合については、やはり運転の適正検査等々も実施する中で、その実際の運転行動ですとか適正の検査、それから運転態度がどのような運転行動に結びついて、それがもしかすると事故につながりかねないというようなことも考えられますので、我々がそういった事故で学んだことを、組織としてもきちんと集積して処置をしていくという方向に向けて改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、J R 駅舎の改修と周辺整備と管理についてお伺いいたします。

J R 駅舎の改修につきましては、本年の第2回定例会において国忠崇史議員からの質問があり、市長からは、新たな施設を改修することなく、J R 士別駅の改修によって必要な機能の充実などに努めるものとし、公共交通連結接点機能、コンビニエンスストア店舗、市民の憩いの場となる多目的スペース、快適で衛生的なトイレの設置を基本的な整備方針としたところであり、今後は商工会議所やJ R 北海道との協議を行う中で、平成30年の着工に向けて進めるとの答弁があったところであります。

更に、今回の改修では、利便性や快適性の向上や利用促進の視点などを重点に整備を進める予定であるが、れんがづくりの倉庫群など、周辺の町並みとの調和を図りたいとの答弁をされておりました。

これらを含めた事業の推進に当たっては、牧野市長みずからも3期目の市政の推進に当たり、所信表明の中でも、新たな時代に向けての項目の中、J R 士別駅改修、駅前再整備を掲げられています。そこで、30年度着工に向けての考えの中で、既に予算の策定作業を進めている時期でもありますことから、この改修事業計画はどの程度進んでいるのでしょうか。改めて他団体との協議の経過や事業の推進計画などをお聞かせいただきたいと思います。

私はこの駅舎の改修とあわせ、駅前だけではなく駅横の駐車場の整備もあわせて行うべきと考えています。この駐車場は、J R を利用する市民にとっては駅舎に極めて近い距離にあり、とても便利に利用させていただいているものでありますが、降雪期になると、ところどころに点在して駐車している車があるため、除雪が十分にできず、駐車台数が限られてしまっています。更に、発車時間に間に合わないときなどは、迷惑になることを承知で駐車してしまうことや、春先にはわだちができてスタックする車も見受けられますので、駅舎改修にあわせて、この駐車場の改修や、利用者にとっての利便性が向上する方策を行っていただきたいと思います。

今回のこの質問に当たって、改めてこの駐車場を調べてみますと、J R 北海道のパーク&ト

レインとしてJR利用者のお客様専用の駐車場と紹介している駐車場でもあります。しかも、問い合わせはJR北海道士別駅の電話番号がホームページで紹介をされています。しかしながら、実際にこの駐車場には、「公共駐車場のため、ほかの車両の迷惑とならぬよう白線内にきちんと駐車しましょう。士別市」と書かれた看板が立てられています。

そこで、改めてお伺いをいたしますが、この駐車場の土地の所有者は誰なのか。市の所有地でありながら、JR北海道の利用者のためにJR北海道に専用の駐車場として貸し付けているのか。市の公共駐車場として単独の利用なら話が早いのですが、別な目的があってJR北海道と協定があるとしたら、簡単に整備することもできないと思いますので、これらの関係を改めて明確にしていきたいと思います。

次に、この駐車場にある自転車置き場について伺います。

この自転車置き場についても、利用される方の多くはJRで通学、通勤されている人で、自宅から駅舎、駅舎から学校と職場の往復する人だと思われます。夏は、自転車置き場の台も設置されており整然ととめてありますが、降雪時期になると閉鎖をするため、広告を出して自転車の引き取りを促しています。それでも、本年でも閉鎖する日の朝には15から16台の自転車がそのまま置かれており、行政は撤去いたしました。そこで、所有者が引き取りに来ず、撤去された自転車についてお伺いをいたします。

本市では、まなびとくらしのフェスティバルにおいて、粗大ごみとして出された自転車を整備し、販売をしていますが、自転車の防犯登録の関係から難しい点もあると聞いており、実際に販売される自転車の台数も減少しているようです。粗大ごみとして処理を依頼された場合は、行政側が所有権放棄とみなして処分できますが、このように放置自転車の撤去については、自治体であっても原則としては勝手に処分できないことになっています。これらに対応するために、各自治体は自転車法に基づいた放置自転車等規則条例や附置義務条例、自転車等駐車場管理条例を整備しているところでもありますことから、今回の駅舎改修を契機に、この種の条例制定を望むものでありますが、行政の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

近年、持ち主があらわれない落し物の傘や放置自転車などの生活用品を地域で再活用、リユースする動きが広まっています。十分に使えるものの廃棄を防ぐのが狙いとされており、企業が協力して無料レンタル事業を広域で展開するなど、効率的に取り組んでいるところもあります。

今年から名寄観光協会ではレンタルサイクル事業を開始しました。電動つき自転車やロードバイクなど4種類、計18台となっているようですが、本市の観光関連団体からもレンタルサイクルの要望もあることから、このような放置自転車の活用により、少しでも対応できることが可能ではないでしょうか。JRやバスで本市を訪れた人が羊と雲の丘まで行く手段として自転車を利用していただくのも一つの手法であります。その場合の拠点はJR駅舎が最適とも考えますことから、積極的な取り組みをお願いして、質問とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、駅舎改修の進捗状況についてです。

J R 土別駅の改修に当たっては、本年 7 月に商工会議所商工部会、役員の皆さんとともに、駅舎を改修した上川駅と新築した比布駅を視察し、意見交換等を行ってきたところです。現在は、視察したこれら駅舎等も参考として、駅舎と駅前広場の改修案の作成や事業費の積算、財源の調整、コンビニエンスストアの出店に向けた事前調整などを行っております。

また、その改修案をもとに J R や関係機関と協議を行っているところであり、特に駅前広場の改修にあっては、駅舎との段差を解消するバリアフリー化を図るほか、一般車両と路線バスやハイヤーなどの公共交通機関との動線を整理すべく、商工会議所などの御意見も踏まえ、改修計画の策定を進めているところであります。

駅舎横の駐車場については、バス停留所やハイヤー乗り場を整備する駅前広場の改修に伴い、現在は駐車台数が減る見込みでありますことから、駅前ビル跡地を駐車場として整備することも含め検討を進めており、利用者の皆様に不便が生じないよう対応をしております。

次に、駅前公共駐車場の土地所有についてであります。

駐車場の全体面積は 3,488 平方メートルですが、そのうち線路側の一部 515 平方メートルについては J R の所有地であり、その他の部分については土別市が所有をしております。駐車場の管理については、冬期間の除雪による雪の堆積所として一部 J R の敷地を使用していることや、駐輪場の一部についても J R 敷地を使用していることから、市が行っているという状況であります。

次に、放置自転車についてです。

今年度については、自転車置き場の解放期間を 4 月 24 日から 11 月 28 日までとし、閉鎖前には現地で冬期間の閉鎖及び自転車撤去の周知をして、新聞広告による周知もあわせて行っていました。閉鎖時までには所有者による片づけがなかった自転車については、市で撤去、保管し、所有者の照会を行っております。

放置自転車の管理については、国が定める自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に準じて、撤去後の自転車を 6 カ月間保管し、その期間中に、保管した自転車のメーカーや色、防犯番号や学校ステッカー、車体番号など、確認した事項を台帳として作成し、土別市警察署への照会や各学校に所有者の確認の周知をお願いするなど、引き取り促進に向けた対応を図ってまいりました。

お話し条例の制定についてですが、今後の放置自転車の管理をより明確にするためにも制定に向けた検討を進めてまいります。また、処分後の活用についてであります。お話にありましたレンタルサイクルにつきましては、駐車ステーションや保管場所、車両整備や管理における課題等も含め、30 年度に予定している観光振興基本計画の策定の中で検討してまいりたいと思います。ただ、放置自転車の大半については相当傷みが進んでもおりますことから、その活用や処分については、毎年その自転車の状況により最善の判断をしてまいりたいと考えて

おります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） JR 駅舎の関係なんですけれども、会議所等と関係団体とも協議を進めているということなんですけれども、その事業計画なんですけれども、30年度年度当初から事業費をつけて取り組んでいかれるのか、それとも補正の中でもう少しずれ込んでいくのか、そういう事業計画について改めてお伺いをしたいと思います。

もう一つ、その放置自転車の取り組みなんですけれども、最終的に処分する自転車を、本当は所有者もわかればそこはもう不法投棄とみなされるので、行政が勝手に処分するというよりも、所有者がわかった時点では、それはもう本人に求めていかないといけないんじゃないかと。要は粗大ごみに出すと、1台大体13キロぐらいあるんです。今の新しい自転車も軽い自転車は10キロ未満なんでしょうけれども、10キロを超えると、自転車が一般家庭で頼んだら600円粗大ごみでかかるんです。変な話、そういうお金がかかるので、駅前に置いておいて、防犯登録を剥がしておいたら行政で勝手に処分してくれるのなら、お金がかからないじゃないかといったことになって困りますので、的確にやはり処理をしていくという部分については、そういう条例も含めて、あくまでも個人にその処理、処分する責任があるんだということを明確にしていくために、僕は早急にこの条例については定める必要があると思うんです。

近隣の名寄にも富良野においてもこういう条例がもう既に制定しているということでありますので、ぜひそこら辺の市民に対する矛盾も起きないように、早急にこの自転車に関する条例を改めて求めておきたいというふうに思いますが、ちょっと考え方を聞きしたいと思います。

○議長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 松ヶ平議員の再質問にお答えします。

最初に、私からは駅舎の整備についての予算措置についてであります。

現在、答弁でも申し上げましたとおり、整備についての検討を進めているところであります。ただ、関係機関、JRを含めて関係機関との最終的な詰めはまだこれから残っております。あわせて、財源の部分につきましても、今JR北海道等々についても、今後そういった利用者の促進策についての対応も新たに考えられるような情勢にもなってきています。そういったものも見きわめた上で予算措置をするという考えに立っておりますので、今のところ当初予算には措置はできないというように考えていますが、補正なりその後の対応をなるべく早期にということ今検討を進めている段階であります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君） 再質問にお答えします。

不法投棄等放置自転車も含めてだと思いますが、今現在も所有者がわかる範囲内というか、所有者がわかるようにいろいろな方策をとっております。所有者がわかった場合には、今もそ

れを処分してくださいというような連絡をしつつ、それは個人にお願いをしているというようなことは進めておりますので、その点については、今放置自転車の条例の制定についても、その部分も含めて早急に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、買い物弱者対策についてお伺いいたします。

このことについては幾度となく議会でも議論されていますし、さきに行われた子ども議会においても高齢者の買い物対策として質問がされてきました。これに対する答弁は、移動販売を含め、店の経営がしっかりと成り立つことが大前提となり、誰が販売を担うかなど解決すべき課題が多く、現在も検討中としています。更に、高齢者の外出交通手段といった課題も含め、引き続き研究しながら策を見出していくとの答弁でありました。

この現状の中で、以前に行政は、これらの対策として住民にアンケートを行う中で、希望者に限り高齢者への宅配サービスを実施していましたが、現時点でこのサービスはどのようになっているのでしょうか。改めてお伺いいたします。

このように、買い物弱者対策を思案しているのは、全道、全国の多くの自治体の課題でもあります。コンビニエンスストア道内大手のセイコーマートが、過疎化が進んでいる他社が撤退するなどした地域に出店しているとの報道がありました。これにあわせて、温根別や多寄にセイコーマートが出店の調査をしているとの関係者からの話も聞きましたが、実際にそのような動きがあったのかどうなのか、行政がどこまで関与して対応されたのか、その内容をお聞かせいただきたいと思えます。

更に、これらのコンビニやスーパーの出店に際しては、他市町村としてもかなりの補助を行っているようで、セイコーマートが今年8月に紋別市の上渚滑地区にオープンした実例を見ると、この地区の人口は約920人、地区内唯一のスーパーが1月に撤退、車のない高齢者も多く、住民らの期成会が市に商店の誘致を要請、市はセイコーマートとの交渉により市有地を無償で提供し、店舗建設費の半額3,550万円の補助を提案、同社は出店の目安となる1,500人に満たないが、地元の店を大事にする住民の意識の高まりに期待し出店を決めたとあり、セイコーマートが自治体の補助を受けて出店したのも初めての例とあり、店内にはバス待合所や催しに使える空間も設け、住民が来やすい環境を整えたとあります。

そのほかにも、規模が異なりますが、滝上町では、空き店舗に改修費や設備費など1億8,000万円を町が負担して新たに出店、西興部村では、老朽化した店舗の閉店を危惧した村が、経営するAコープに近隣地への移転を働きかけ、店舗の建設費や設備費約1億4,000万円を負担し、富良野市では、生鮮食料品店が少ない地域に新規出店する事業者に、市が建設費の3分の2を補助する事業を15年度から開始しているなど、いわゆる公設民営店の出店が相次いでいます。このような背景には、重要な社会インフラの小売店がなくなれば地域が衰退するという危機感があることから、行政も大きな負担を強いてまで出店を模索している現状にあります。

これらに類似する本市の助成は、中小企業振興条例に基づき、新規に開業した場合は、新規開業等支援事業としての上限が150万円であり、実際に地方における新たな出店は厳しいと思われます。本市のように広いエリアを移動販売業者による支援は毎年続くことから、長期間にわたる支援では多額の負担となることから、今後はこのような公設型店舗が増えると予測されますが、本市もこれらのような補助も検討を進める必要があるのではないのでしょうか。

人口減少が続けば店舗としての経営が成り立たないのも事実としてあり、簡単にはいかないものの、地域の持続性と買い物弱者の解消を目指すためにも新たな対策を求めるものでありますが、行政の考えをお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、高齢者宅配サービスについてです。

市内商店街の振興を目的に、高齢者実態調査の結果に基づき、買い物困難な方を対象に改めて意向調査を行った結果、家族や近隣の方の手助けにより買い物が可能な方やヘルパー制度を利用されている方など、買い物する手段が全くないという方はほとんどおりませんでした。その中でも、平成24年から2年間、2名の方が市内の商店を利用し、宅配サービスを利用されておりましたが、その後は利用者の市外転居などにより利用する方がいなくなり、現在は実施しておりません。

次に、コンビニエンスストアによる出店調査についてです。

セイコーマートの出店に関しては、多寄地区においての出店の調査はありませんでしたが、温根別地区においてJ Aの旧店舗を利用した出店に関する問い合わせがあったため、J A北ひびきの関係者を紹介したものです。このほか市としては、出店への判断材料となる温根別町の人口や学校の児童・生徒数、トヨタ自動車の試験場への通勤者数などの情報提供を行いました。結果として、先を見据えた人口推移と売り上げ、人材確保の問題などから出店には至らない結果となりました。

次に、店舗の公設民営についてです。

行政が店舗もしくは施設を設置して運営を民間で行う公設民営方式につきましては、市が新規開業する企業等の初期投資における助成の新規開業等支援事業とは政策の目的が違うため、比較することは難しいと考えております。

また、公設民営による出店につきましては、特定の事業者及び地域に対しての公費の投入や、公設店舗を設置した後に人口減少が進み、赤字経営となることも考えられ、設置後の対応などさまざまな問題が考えられます。しかしながら、人口減少や高齢化社会、買い物弱者対策などは喫緊の課題と認識しており、市全体の問題として取り組む必要があることから、対応について十分検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 最後に、公共建設工事等設計積算要綱についてお伺いいたします。

このことは、26年11月に行った25年度決算審査特別委員会において、国・北海道による補助事業と市の単独事業とでは積算時に経費率に差がある。その内容は士別市公共建設工事等設計積算要綱を別に定めており、これから工事経費率、現場管理費、一般管理費、更には諸経費構成比率が補助事業の率よりも一律下げられているか、もしくは皆無となっていると。更に、各自治体における独自の設計を実施しているところは、全道35市中10市が行っているとのこと。この要綱は16年に制定し、現在に至っている等々のお答えをいただき、最後に建設水道部長から、部内においてもこれらの検証作業を進めている。再度関係業界の皆さんと意見交換をして、実態と大きな相違点があるといった場合については、見直しも視野に引き続き検討を重ねるとの答弁でありました。

そこで、それから3年が経過をしているわけですが、依然としてというより、以前より増して資材の高騰や人材の確保が困難な状況が続き、大きな補助事業と違い単独事業は工期期間も短く、購入する資材は少量ということもあり、諸経費率の低減を行うことで受注そのものが一層厳しくなっているものと懸念されます。

更に、労働環境の整備では、補助事業では週休二日制の推進や労働安全に関する事項が極めて高いレベルで求められていることなどから、補助事業と単独事業との現場で差が生じることは好ましくないということもあり、改めてこの要綱の見直しを求めるものであります。

そこで、これに係る内部での3年間の検証作業と業界における諸情勢を勘案する中で、改めて現時点における行政としての考えをお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、市単独事業の諸経費率についてです。

松ヶ平議員お話しのとおり、現在市単独工事等の設計積算に計上している諸経費率は、平成16年度に策定した士別市公共建設工事等設計積算要綱に基づき算出しています。要綱を作成するに至った経緯については、当時国の補助事業による道路下水道事業など社会資本整備事業を促進していた時期でもあり、関連する市単独事業を速やかに発注することで、より一層事業の促進を図ることなどを目的に検討を進めました。

諸経費率の算定に当たっては、公共事業本来の目的にのっとり、現場の安全管理に関する項目については低減することなく、業務内容の難易度、工事期間、現場事務所設置の必要性などを十分考慮した上で率の設定作業を進めたほか、工事成果書類の一部省略を認めるなど、特に低減した諸経費と業務量との整合性に努めました。

その結果、例えば下水道事業では、補助幹線につながる支線を単独事業で同時期に発注することで、事業の進捗はもとより地域の浸水対策や水洗化の普及など速やかな事業効果の発揮とあわせて、受注機会の拡大など大きな成果を上げてきました。

しかしながら、近年、全国の建設事業を取り巻く環境は、建設投資額の減少に加えて、現場の第一線を担う労働者の高齢化や慢性的な人手不足に伴う技術の継承問題など、深刻な課題を抱えています。このため、国においては建設産業の育成強化に向けたさまざまな施策を進めています。

このような状況下における本市積算要綱見直しの検討経過についてです。

初めに、建設事業を取り巻く環境の変化に伴い講じた国の施策について申し上げます。

26年度には、積算要領の諸経費算定方式を改定したことを初め、今定例会で井上議員の一般質問でも取り上げられた公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法を改正しました。主な改正内容としては、工事の品質を確保するため、新たな発注方式の導入、柔軟な工期の設定等に加えて、計画的な発注と適正な利潤の確保、労働環境の改善による担い手の中長期的な育成確保についての項目が追加されました。

この改正を受け、27年度には土別市公共調達基本指針を策定しました。主な内容は、公共事業における公正性、透明性、競争性に基づき、より高い品質と適正な履行の確保等を基本理念と位置づけ、適正な賃金及び労働時間、有給休暇の取得、社会保険の加入促進等を初めとする適正な労働環境の確立、履行成績の評価体制の整備、下請負契約の適正化等を基本目標に掲げたところです。

このように、国の制度改正と連動し、これまでの市公共調達に対する基本姿勢を公共調達基本指針として改めて示した状況等を踏まえて、単独工事に適用している積算要綱についてさまざまな角度から検討を重ねてきました。検討に当たり、まず受注者からの意見を参考とするため、26年度から開催している関係業界との意見交換会において全体討議を行い、その後、土木、建築、上下水道、舗装、塗装、設備など業種別の討議により、北海道が定める資材単価と地元実勢単価の実態を初め、交通誘導員など安全管理に要する費用、工事設定基準など、具体的な討議を重ねてきました。

主な意見としては、北海道が毎月実施する資材や製品の物価調査の結果が、設計歩掛に反映されるまでの価格変動により、実勢単価と乖離している場合が多いといったほか、資材の調達や交通誘導員の確保に苦慮しているなどの意見が多くありました。

また、諸経費率の低減に関しては、工事成果書類を一部簡素化していることへの妥当性や受注機会の拡大につながっているとの声があったところです。

一方、国や道の制度改正及び市公共調達基本指針と本市設計積算要綱との整合性について、建設水道部技術スタッフが慎重に検証を重ねた結果、1点目には、本市積算要綱を定めた際に根拠とした北海道積算要領において、諸経費構成項目など算定方式に対する考え方やその諸経費率において改定があったこと。2点目としては、公共調達基本指針の基本目標に掲げた履行成績の評価体制の整備を図るため、従来の評価項目を細分化するなど、より厳正な評価基準の確立に向けた取り組みを進めた結果、現在の要綱においては工事成果書類の一部省略を認めているため、補助・単独の同種同一工事を比較した場合、その評価結果に公平性を損なう可能性

があるなど、大きく2点について今後整合性を図ることが困難であるとの結論に至りました。

このように、国や道の制度改正など、建設行政は大きな転換期にあることを踏まえ、士別市公共建設工事等設計積算要綱については29年度末をもって廃止し、市単独工事等においても、国庫補助基準の諸経費率を適用することでより高い品質の確保、厳正な工事評定、労働条件の改善等に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 一点確認させてください。

今、29年度からとおっしゃったように思えたんですけども、この4月から変わっているということなんですか。廃止をする。廃止をしてなくなるということは、30年度からは補助事業、単独事業の差がなくなるということなんですか。

○議長（丹 正臣君） 沼田部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 再質問にお答えします。

議員お話しのとおり、この要綱については29年度末をもって廃止をします。30年度からは全て補助基準に基づいた積算を実施してまいります。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 11番 十河剛志議員。

○11番（十河剛志君）（登壇） 平成29年第4回定例会に当たり、通告に従い一問一答で質問いたします。

最初に、第7期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について質問いたします。

牧野市長の所信表明でも、やさしいまちの実現の中で、高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築に向け、市立病院を中心に、保健福祉行政や施設関係職員とで構成する地域包括ケア会議の活性化を図り、医療と介護の連携を強化するとしています。

第6期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、生涯を通した安心、生きがい、こころのまちを基本理念に、団塊の世代が後期高齢となる平成37年、2025年をめどに、高齢者が住みなれた地域で日常生活を営むことができるよう、ニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進するため、今後3年間を期間とする計画を策定して、今年度が最終年度となり、検証が行われております。問題点や課題等の検証がなされていると思いますが、検証の結果をお知らせください。

第7期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たり、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法一部改正が平成30年より施行されますが、地域包括ケアシステムの深化、推進では、財政的インセンティブの導入や、新たな施設が創設される医療と介護の連携推進、共生型サービス創設で、地域共生社会の実現と介護保険制度の持続可能性の確保では、

高所得層は3割負担に引き上げるなどの改正がなされますが、計画への影響はなかったのか、また現段階での計画の考え方と推進に当たってのポイントをお知らせください。

次に、介護支援ボランティア制度についてのお考えをお聞きいたします。

介護支援ボランティア制度とは、平成19年に東京都稲城市で始まり、各自治体が介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者、原則65歳以上に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度であり、介護保険料を実質的に軽減する制度です。介護保険法の規定に基づき、地域支援事業交付金を財源として導入されました。

制度の運営は自治体が介護予防事業として行い、ボランティアの登録や手帳の交付、ポイントの管理、付与する制度です。

制度の目的としては、高齢者の社会参加活動を促進し、高齢者自身の介護予防を期待するものであり、元気な高齢者を増やす取り組みで、介護予防事業の一つです。

活動内容としては、施設内での場合は、レクリエーションの指導や将棋、囲碁の相手、お茶出し、食堂内での配膳、下膳の補助、散歩、外出の移動の補助、話し相手、草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換、ごみ出しなどで、また、在宅高齢者の見守りや電球交換などの軽作業、話し相手、外出の支援など、各自治体によってさまざまなボランティア活動をしています。

また、介護人材不足は全国的にも深刻な問題ではありますが、この制度では介護を担う担い手の創出を目的とはしていません。あくまでもボランティアをしたいという高齢者が主役の制度ですが、介護支援ボランティアの受け入れ施設では、介護従事者だけでは補い切れない部分を介護支援ボランティアに対応してもらい、助かっているなどの声が多く聞かれることから、間接的には介護人材不足の現場への支援につながっていると考えられています。

稲城市では、10年間毎年制度の検証を行って、平成28年のアンケートによれば、主観的健康観の設問では、「張り合いができた」53.6%、「健康になったと思う」27.5%、「変わらない」19.6%、「体調を崩した」0.7%、「その他」8.7%と、介護支援ボランティアの活動は介護支援ボランティア自身の張り合いや健康といった主観的健康観を改善させ、心身の介護予防に効果も出ています。

また、第25回社会保障審議会介護保険部会の議事録によれば、高齢者の保険料が月額で11.1円程度抑制効果があり、介護保険料引き下げ効果にもつながっています。

介護予防以外の効果として、自助や共助へ結びつくような高齢者本人への効果や、介護事業所や介護サービス利用者への支援にもつながっている。また、介護支援ボランティアが介護施設等へ出入りすることにより、風通しがよくなり、不適切な介護をされにくくなることや、元気なうちから高齢者が介護や介護サービスを身近に考えるきっかけになっており、介護支援ボランティア制度は、平成28年度介護保険事務調査によると356市区町村が実施し、全国の2割以上の市区町村で行われている制度であります。

私は、地域支え合い活動協議会に参加させていただいて、士別市社会福祉協議会のヘルパーさんの話や、鷹栖町の社会福祉協議会のちょいボラの話をお聞きして、公的サービスでは手の

届かない部分があることを知りました。協議会の中では、どこの機関が行うことがいいのか、また、誰がどのような形で行えばいいのか、その場合、無償のボランティアなのか、有償のボランティアなのか、士別市社会福祉協議会のボランティア登録をしている方や高齢者地域支え合い事業研修会の参加者に支援してもらってはどうかなど、話し合いを続けております。

士別市において、各自治体の介護支援ボランティア制度を参考に研究していただき、士別市の高齢者が安心して住み続けることができる形ができれば、健康長寿日本一の取り組みにもつながりますし、地域包括ケアシステムの構築に向けても有効な取り組みの一つではないかと思っております。地域の活性化や住民同士のつながりの強化を図り、これから進む高齢化社会を乗り切る地域づくりにつなげていける制度の一つだと思っております。士別市の考え方をお聞きして質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から第7期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について答弁申し上げ、介護支援ボランティア制度の導入については保健福祉部長から答弁申し上げます。

初めに、第6期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検証についてです。

本市は団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を見据え、高齢者が住みなれた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、現在第6期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のもと各種施策を展開しています。

この間、除雪サービスや配食サービスなど第5期計画からの取り組みに加え、認知症ケア体制の充実を図るため、医師、保健師、介護福祉士、認知症地域支援推進委員等で構成する認知症初期集中支援チームによる認知症予防の体制を整備したほか、昨年10月には健康長寿の拠点施設としていきいき健康センターを開設し、サフォークジムやサフォーク元気クラブ等の介護予防事業を初め、保健師や栄養士、リハビリテーション専門職による健康づくり教室や認知症予防教室等を実施するとともに、市民主体による事業を促進し、ふまねっとサロンや囲碁サロン、カフェつながりなどが展開されているほか、各種イベント等も開催し、子供から高齢者まで幅広い年齢層の方に利用いただいています。

また、高齢者の安全で安心な在宅生活への支援体制の充実を図るため、医療と介護の連携体制や市民相互による支援体制、更には権利擁護体制の整備に向けた協議を進めているところです。

このような取り組みにより、市の介護認定率については、現段階では18.1%と北海道の平均値や第6期の計画値と比べ低い水準で推移していますが、今後更に高齢化率の上昇が見込まれる中、介護予防対策の更なる充実が必要と考えており、現在検討を進めている権利擁護体制の整備や医療と介護の連携体制、更には全国的な問題でもある介護従事者不足などの課題解決に向け、鋭意取り組んでまいり所存であります。

次に、第7期士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への考え方についてです。

初めに、介護保険法の改正に伴う第7期計画への影響についてです。

まず、財政的インセンティブの導入や、新たな施設が創設される医療と介護の連携推進、共生型サービスの創設についての具体的な省令等は現段階では示されていないため、今後の検討課題としていますが、高所得層の3割負担の引き上げについては、対象となる方は極めて少ないと思われまものの、結果として介護サービスの利用抑制につながることも懸念されることから、まずは介護が必要な状態にならないよう、より一層介護予防策の充実に努めてまいりたいと考えています。

そこで、現段階での計画の考え方と推進に当たってのポイントについてです。

市の65歳以上の高齢者人口は、3年後の32年には7,500人に達し、高齢化率は40%を超えることが予測されており、第7期計画も第6期計画と同様、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた中長期的な計画として策定いたします。こうしたことから、計画の基本理念、基本目標は第6期計画を継承するとともに、6期計画の検証結果を踏まえ、権利擁護の体制整備や介護従事者の確保策、更には新たな介護予防施策等を盛り込んだ地域包括ケアシステムの更なる進化を目指す計画となるよう努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私から、介護支援ボランティア制度についてお答えします。

本制度は、十河議員お話しのとおり、平成19年に、高齢者が介護支援にかかわるボランティア活動を通じ、高齢者自身の介護予防を推進するための介護予防事業として介護保険制度に位置づけられた制度で、高齢者の介護予防、住民相互による地域に根差した介護支援などの社会参加活動、にぎわいあふれる地域づくりなどを同時に実現することを目指した取り組みであり、高齢者のボランティア活動への動機づけという観点からも効果的な制度の一つであると考えます。

本市では、地域の包括的な支援、サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築を目指しており、そのためには、公的なサービスだけでは賅い切れない地域における生活支援の体制づくりが不可欠であることから、その仕組みづくりを協議する組織として、現在市が事務局となり、26年に市が実施した高齢者地域支え合い事業研修会に参加いただいた市民有志15名と社会福祉協議会などで構成する地域助け合い活動協議体を設置しています。

この協議体では、学習会や施設研修、自治会へのアンケートなどを通じ、必要となる具体的な支援内容やその担い手の課題などを含め、地域における生活支援のあり方について、これまでに40回を超える会議を開催し、協議いただいています。その中で見えてきたこととして、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、話し相手、通院や買い物へのつき添い、ごみの分別やごみ出しなどの困り事に対して、地域住民による本人に寄り添っ

た支援の創出が必要ということであり、そのためには、地域の若い方から高齢者まで、多くの市民がボランティアとしてさまざまなサービスの担い手になっていただくことが重要であると考えています。

したがって、今後、ボランティアの動機づけと介護予防をあわせ持つ介護支援ボランティア制度も踏まえながら、多くの方がボランティア活動に参加いただき、その活動が継続するような仕組みづくりについて、この協議体を中心に更に協議を進めてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 十河議員。

○11番（十河剛志君） 再質問を一点させていただきたいと思っております。

この協議体では、今部長がおっしゃいましたように、40回以上話し合いや視察などを行って、札幌のふくろうという有償ボランティアの制度とかいろいろな制度、各自治体の取り組みを見てきております。その中で、やはり市内の社会福祉協議会の、先ほど言ったヘルパーさんや自治会、あと高齢者の方々にいろいろな話を聞いて、何が士別市で足りないのか、公共で手の届かないところは何なのかという部分をもう話し合いを続けて、ある程度困り事というのは固まってきているんです。

それで、一応それがどこの機関がやるかとか、そういう大きい問題になってきているところであるので、ぜひ今回私が提起したことで、その道筋というか、要するに自治会なのかボランティアなのか、その人たちをどこが管理していくとか中心になっていくのかという部分を道筋をつけていただきたいということで今回質問をさせていただいたので、もう一度再度答弁をお願いします。

○議長（丹 正臣君） 田中部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁申し上げたように、これからの地域包括ケアシステム、これにつきましては、やはり公的なサービスだけではなくて、地域住民の支え合い活動、助け合いが必要だということでもあります。その担い手となりますのはやはり市民の方、ボランティアに参加していただいて、市民同士が助け合っていただくということでもありますので、そういった仕組みづくりにつきましても、市民参画のもと協議をしてまいりたいと、そういうことが重要であるということからこの協議体を設置しての協議を今進めているところであります。

この協議体については、先ほどもお答えしましたとおり40回以上の協議をしていただいております。札幌の厚別区の視察等々も経まして、一定の方向性については出つつあるものの、まだより具体的な協議はこれからも必要だというふうに考えております。

今後もこの市民の協議体、そして先ほど議員のお話にもありましたように、地域福祉やボランティア活動を推進する中核となる社会福祉協議会とともにこの協議を進めていきたいと思いますが、市といたしましても、今御提言のありました介護支援ボランティア制度、これもしっ

かり調査研究しながら、この制度も踏まえて協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 十河議員。

○11番（十河剛志君）（登壇） 次に、災害について質問いたします。

今年は大きな災害に見舞われることもなく一年が終わろうとしております。昨年は7月から8月にかけて、ゲリラ豪雨やたび重なる台風の影響で、農作物の被害を初め道道や市道の冠水や土砂崩れ、また床上、床下浸水、避難指示も出され、自主避難も含め多くの方が避難するなど、災害が発生し、多くの方々が被害に見舞われました。

牧野市長の所信表明の中でも、災害時の被害を最小限化する減災の考え方や、みずからの地域はみずからで守るという精神のもと、防災対策における自助、共助、公助の仕組みづくりを進めるとともに、ハザードマップの見直しや防災情報の提供、防災訓練などの活動を通じ、自治会や事業所等における自主防災組織体制の整備、育成に努めますとありました。

減災や、みずからの地域はみずからで守るためには、まず市民や自治会の防災の意識を高める必要があります、そのためにも市全体に自主防災組織をつくる必要があるのではないかと考えます。現在の自主防災組織加入状況をお知らせください。

自主防災組織体制の推進に、地域担当職員などが地域政策懇談会などでの働きかけが市民や自治会に対して必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、昨年のゲリラ豪雨や台風で多くの被害が出ましたが、昨年の災害を受け、今年3月に士別市災害時備蓄計画ができましたが、そのほかにも準備された点などがあればお知らせください。

次に、市長の所信表明でもハザードマップの見直しをすとなっています。市民にハザードマップを交付するだけでなく、障害者施設や介護施設などの福祉施設に対しては個別に説明する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

今年8月に、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード常務理事、浦野 愛さんの「災害と福祉との連携」という講演を聞いてきました。そのとき、避難所のあり方を考えさせられました。浦野さんは東日本大震災や熊本地震にも現地に駆けつけ活動した、たくさんの経験を話していただきました。避難生活で命と健康と尊厳を守るために最低限な生活環境として、トイレが整っている、寝床が整っている、食事が整っている、自分でできることはできる環境がある、人のつながりが絶たれない、医療、看護、福祉、行政との連携がある避難所に心がけて設置してほしいということでした。

また、ハイリスク者、重い病気の方や健康状態が著しく悪い方、特別な環境でなければ生活できない方などの対応は、士別市の計画では一般避難所から福祉避難所へ移動させて対応するようになっています。

問題は、ハイリスク予備軍、緊急性は高くないが生活に支障がある人、一見普通ではあるが

生活のリズムや役割、対応方法、活力をみずから見出せない方々への対応が難しく、行政を含めた連携が必要になってきます。避難所開設に当たり、生活環境を含め、ハイリスク者やハイリスク予備軍の方に対応するマニュアルを作成しておくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

一時的にでも安らぎのとれる場所、また特別な配慮が必要な方へ仕切りやカーテンで区切られた横になれる福祉スペース、また授乳や着がえ、体拭き、おむつ交換、インシュリン投与などを行う多目的室の設置も準備する必要があるのではないかと考えますが、士別市の避難所に対する考えをお聞きして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、自主防災組織の加入状況についてです。

本市では、今年度新たに多寄第1、多寄第2、学田、多寄東、九十九自治会で自主防災組織が設立され、現在20の組織が活動しています。上士別及び温根別地区では地区自治会連絡協議会単位で組織を設立していることから、自治会単位では全68自治会中36自治会、52.9%の設立状況となっています。

新たに3つの組織が設立された多寄地区では、地域の実情に合った組織体制の構築や規約の作成等について、多寄出張所が中心となり、地域担当職員が地域と連携し、設立につなげてきました。このほか、組織の必要性や設立手順などを説明した自主防災組織の説明の作成や、自治会が主催した防災研修会での講演などを通じて組織設立を呼びかけてきたところです。

また、士別市自治会連合会では、活動目標の一つとして自主防災の推進を掲げ、連合会が今年度開催した研修会では、南富良野町で発生した大規模水害をテーマとした講演会を実施し、みずからの地域はみずからで守るという機運の醸成に努めているところでもあり、引き続き地域と行政の連携により自助、共助、公助の仕組みづくりを進めてまいります。

次に、昨年の水害での教訓と改善点についてです。

昨年夏の大雨では、8月17日のJA北ひびき温根別支所、サイクリングターミナルの避難所開設を初めとして、20日からの大雨ではJA温根別支所に加え、つくも青少年の家、上士別小・中学校、臨時避難所として市民文化センターにて避難所の受け入れを行いました。

各避難所では、本市で備蓄している毛布のほか、日本赤十字から歯ブラシや手拭いなどの生活必需品がまとめられた緊急避難セットの支援を受け避難者に提供したほか、マットや仕切りなどの設備については、それぞれの施設や本市で所有している物品を可能な限り活用しました。

避難された皆さんからは、テレビやラジオなど情報を入手するものがなく、避難をしても不安であるといった声を受け、気象や避難情報などの提供が重要と認識しました。また、マスクや手指消毒液、手袋など、衛生管理や感染防止に配慮した緊急用品の必要性も感じたところです。

このため、士別市災害時備蓄計画を策定し、必要な支援物資の確保に努めることとしたほか、

本年度においては、避難所用のポータブルラジオや携帯型緊急セットを整備したところです。

次に、ハザードマップの見直しに伴う福祉施設への説明についてです。

現在、水防法の改正による天塩川と剣淵川の洪水浸水想定区域の変更に伴い、水害ハザードマップの見直し作業を進めています。新たなハザードマップでは、洪水浸水想定区域はもとより、指定避難場所の変更も想定されるほか、昨年の台風で、岩手県のグループホームにて適切な避難行動がとられず、入所者9名が亡くなる痛ましい結果を受け、避難準備情報の名称が避難準備・高齢者等避難開始に変更されました。こうしたことから、見直し用のハザードマップの完成後、障害者施設や介護施設などの福祉施設に対しては用語の意味や気象、避難情報の入手方法、ハザードマップの変更点などについて情報提供を行い、施設における避難計画の策定や施設利用者への周知を進めてまいります。

最後に、避難所におけるハイリスク者やハイリスク予備軍への対応についてです。

福祉避難所は、通常の避難所で過ごすことが困難で、特別な支援が必要な高齢者や障害者等を対象に二次的に開設する避難所であり、本市では、高齢者福祉施設や宿泊施設の8施設に加え、本年5月に障害者支援施設つくも園の指定について、設置者である社会福祉法人しべつ福祉会と協定を締結し、受け入れ体制の拡充を図りました。

一般の避難所においては、災害の規模や状況によりさまざまなケースが想定されますが、福祉避難所に収容が必要な方の把握のほか、妊産婦、乳幼児など、なれない環境の影響を受けやすい方への対応など個別の事情に配慮しながら、トイレ、ごみなどの衛生管理対策、情報の提供や避難所の安全確保を両立させることが必要と考えます。

今後は、避難所の開設時に必要となる衛生管理や食料調達、災害対策本部への報告事項などの基本的な対応事項を初め、要援護者の確認手順、ハイリスク予備軍に配慮した授乳室や静養室のスペース確保などの支援について平常時から確認し、災害発生直後の混乱した中でも避難者の安全を確保できるよう、避難所運営マニュアルを整備する中で検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩をいたします。

（午前11時41分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

15番 粥川 章議員。

○15番（粥川 章君）（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、中心市街地の整備についてであります。

中心市街地のにぎわい創出につきましては、本年第2回定例会で大西 陽議員から質問がなされていますが、私は視点を変えまして今回質問をさせていただき、市長の見解をお伺いしたいと思います。

近年、中心市街地における商店街は、人口の減少や経営者の高齢化、更に後継者不足などにより、閉店や廃業による空き店舗や空き地など空洞化が顕著になってきておりますが、本市によらず他の市においてもこのような現象が多く見られる時代背景となっております。郊外に広大な駐車場を有し、車で買い物を集客する大型店の進出、しかも現在この大型店同士が生き残りをかけて競争が激化している状況下の中、懸命な経営努力で営業されている商店街に、集客力の高い活性化の創出は急務であることは論を待ちません。

牧野市長は第3回定例会において、今後4年間の市政運営についての所信表明があり、たくましいまちの実現としての政策として、(仮称)街なか交流プラザの整備により、魅力と活気にあふれたにぎわいのある中心市街地の創出を推進したいと述べられています。

そこでお尋ねいたしますが、この交流施設の場所については、国道40号線沿いの空きビル周辺が有力と既に新聞報道がなされていますが、現時点での進捗状況をお示してください。また、国道を通過している車の流れは1日約1万台とされていますが、近い将来、高速道路の開通により、この流れをどう予測されておられるのでしょうか。

士別市民の交流の視点では、現在多くの入館者がある昨年10月にオープンされたいきいき健康センター、交流入浴施設ぶらっとが挙げられると考えられます。1日約100人、これまで延べ3万人の来館者が訪れ、活発な活動が展開されています。この施設までに要する時間は、国道や士別軌道バス停、JR士別駅から歩いて5分程度の距離にあることや、周辺にスポーツ合宿者が宿泊する多くの旅館や商工会議所の存在等々、これら一連の動線は十分に交流としての機能を果たしているのではないのでしょうか。

また、第2回定例会において、国忠崇史議員からJR駅舎の改修についての質問があり、市長の答弁では、改修に当たり、公共交通結節点機能、市民の憩いの場となる多目的スペース、快適で衛生的なトイレの設置を基本的な整備方針として、今後商工会議所、JRと協議したいと述べられています。これらの改修と同時に、駅前ビル解体跡地も利用しながら、士別市の観光振興に向けての機能向上や一連の動線を生かしたにぎわいの創出を図るべきと考えますが、これについての御所見を伺います。

町なかの跡地を公共施設的な建物で埋めるよりも、適度な空間も必要ではないのでしょうか。中心市街地商店街ににぎわいの活性化をもたらすには、買い物を増やすことにほかならないと考えます。有力視されている場所の取得やその面積も現在明らかになっておりませんが、車社会の今日において、市内商店街で買い物がしやすい環境の整備が必要不可欠と考え、町なかに駐車場の整備に取り組むべきと考えますが、このことについての御見解をお伺いし、この質問を終わりたいと思います。(降壇)

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答えいたします。

本市の中心商店街は、地域経済の活力維持や市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていますが、近年は人口の減少や少子高齢化、後継者不足や経営者の高齢化の進行も深刻な課題となっており、加えて情報化の進展によるネット通販の増加など、社会的、経済的な変化により、厳しい商店街経営であると認識しております。

こうした状況の中で、本市の中心市街地が地域の文化、伝統、歴史が集積するまちの顔であることを踏まえ、地域経済や商店街等の活力を維持し、地域への重要な役割を果たしていくためには、消費者の利便性や中心市街地を訪れる人たちの交流の場として、（仮称）街なか交流プラザを整備することで、にぎわいと集客力の高い中心市街地の創出を図ることが不可欠であると考えております。

そこで、関係する商店街組織や商工会議所との協議についてです。

官民が一体となり、中心市街地の活性化を目的とした交流施設を整備するに当たり、それぞれの役割などを認識、共有し合い、現在中心商店街で抱えているさまざまな問題点や交流施設を整備することによる課題などの解決に向けて協議を進めているところです。にぎわいのある中心市街地の創出の推進に向けて、早い時期に整備ができるよう努めてまいります。

また、サフォークスタンプ協同組合が主体となって中心市街地における市民のニーズ調査を実施しており、中間報告では、交流拠点施設の必要性について市民アンケート及び事業者、団体アンケートで85%の方が必要と回答しています。この調査結果を踏まえ、中心市街地の今後のあるべき姿を検討してまいります。

粥川議員お話し的高速道路の開通に伴う交通予測については、高速道路整備により交通の利便性は一層向上が図られますが、整備区間が無料なことから、国道を通過する車は減少するものと見込まれます。このことが中心市街地に与える影響も危惧されることから、市民同様、観光客や通行する方に立ち寄ってもらえるよう、魅力ある商品、空間、情報を提供できる交流施設を目指し、その整備に努めてまいります。

次に、市民交流としての施設の機能についてです。

これまで多くの市民の方に利用していただいておりますいきいき健康センターは、市民の健康づくりや交流の活動を通じて健康長寿日本一を目指す拠点施設です。また、JR駅舎の改修は、駅に足を運ぶ方々が快適に過ごせる環境づくりや、公共交通の結節点としての機能を整備することを目指しており、現在改修に向けて準備を進めているところです。

こうした中で、新たに整備する交流施設は、いきいき健康センターやJR駅舎と、設置目的や地域において担っている役割は機能が異なります。さきの第3回定例会でも申し上げたとおり、中心市街地の整備に当たっては、本市中心商店街を縦貫し、多くの車が往来する国道40号線沿いに、地域住民や来訪者が求める地域情報を発信する機能や、人と人との出会いと交流を促進する空間が必要であると考えていることから、その整備に向けて商工会議所や関係機関と

協議を進めているところです。それぞれが持つ施設の機能を十分に生かし、中心市街地における幅広い市民ニーズに応えていきたいと考えております。

また、粥川議員お話しのとおり、JR土別駅の改修と同時に、いきいき健康センター、（仮称）街なか交流プラザと一連の動線を生かしたにぎわいの創出を検討してまいります。

次に、町なかの駐車場の整備についてであります。

現在、買い物駐車場として、駅前公共駐車場、跨線橋下買い物駐車場、あすなろ買い物駐車場を整備し、市内外の方々に利用していただいているところです。

また、市街地内の空き地や使用されていない駐車場を借用し、消費者へのサービス強化を図っておりますことから、空き地の更なる有効利活用を含め、交流施設整備とあわせた駐車スペースや新たな駐車場設置といった活用方法も視野に入れ、検討を重ねてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 粥川議員。

○15番（粥川 章君）（登壇） 通告いたしておりました大和牧場の草地更新につきましては、先日大西議員より質問がございましたので割愛させていただき、最後の質問であります介護施設における介護従事者の確保について質問させていただきます。

老いた家族を持つ世代にとって何よりも気がかりなのは介護ではないでしょうか。介護費は幾らかかるのか、またどこまで支援できるかなど、みずからの老後も重ね合わせながら不安を覚える人も多いと思います。

土別市における介護事業所の稼働状況については、数年前から顕著になってきている介護従事者の慢性的な不足傾向にあり、昨年議会の中でも議論されておりますが、一部の施設においては、空きベッドがあるにもかかわらず入所待機者を受け入れできない状況にあると聞いています。この空きベッドにより、施設に入りたくても入れない人がいるとともに、事業所運営にも大きな影響が出ていると思いますが、介護従事者の不足人員の数、そして影響額等、本市における直近の状況をお知らせください。

また、全国的に介護に従事する就職希望者の減少が顕著ではあるが、専門学校、高校、短期大学、4年制大学新卒者の就職希望者は少なく、土別市内では数人の状況にあると聞き及んでいます。市内の福祉事業者の求人については、正規職員または正職員に準ずる職員としての待遇であり、他職種の通年雇用に比べても劣らない内容であると聞いていますが、市内の高校からの新卒希望者はなく、また、問い合わせ等もないことから、学校内において介護の業務内容や雇用条件、やりがいなど十分に理解がされていないのではないかと意見も聞いています。

こうした傾向は、核家族化や介護施設の充実により、家庭の中で介護の大事さを感じる機会が減少している。また、学校現場の中でも介護に対する理解する機会が少ないなどが要因として考えられるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねいたしますが、本市が実施している介護従事者新規就労定着支援事業の利用状況、現従事者の受講者数と資格取得の新規就職予定者数はどのようになっているのか。また、

今後の士別市内の高齢者予想推移と介護従事者の必要人員推移についての分析、更に士別市内の新卒者の福祉系の学校への進学、就職状況はどのように把握されているのでしょうか。

名寄市では、市立大学卒業生地元定着化推進事業として、大学卒業生の地元定着を目的に奨学金返還支援、地元就業支度金助成の制度が実施されています。本市でも市内就職の定着を図るために、今後福祉系学校の進学支援や卒業者の市内就職、中途就職者に対してこのような支援事業は検討できないでしょうか。

昨年より開始した事業として、高校生の介護職場体験推進事業も始まりましたが、今年度は参加希望者がいない高校もあるようです。今後は中学校や小学校においても体験推進を検討し、小さいころから高齢者、障害者に対する理解を深める事業の取り組みや、施設見学などの企画を介護担当部署との連携も含め実施すべきと考えますが、これらのことについて中峰教育長の見解をお伺いし、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 田中保健福祉部長。

○保健福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 粥川議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から介護事業所における介護従事者の確保について答弁申し上げ、小・中学校における介護職場体験推進に関する考え方については教育委員会から答弁申し上げます。

初めに、入所施設における不足人員数と空きベッドに伴う影響額についてです。

本年10月末現在の市内事業所の空きベッド数は、老人保健施設で28床、グループホームで9床、有料老人ホームで3床となっており、11月22日現在でハローワークに求人募集を行っている人数は、施設が満床で募集を行っている事業所も含め19人となっています。

そこで、ベッド休止に伴う影響額についてですが、入所費用は施設によって異なり、正確な影響額を算定することはできませんが、仮に要介護2の方1人が入所した際の介護給付費、食費、居住費の合計月額で申し上げますと、老人保健施設の多床室に入所した場合、約37万円の収入となり、28床のベッドが休止しますと、一月で約1,036万円の減収となることが想定されます。また、グループホームでは約36万円で、9床が休止すると324万円の減収となり、有料老人ホームでは約38万円で、3床が休止すると114万円の減収となることから、影響額の総額は1,474万円ほどの減収と想定されます。

次に、介護従事者新規就労定着支援事業の利用状況についてです。

この事業は、介護職員等の養成施設が行う介護福祉士実務者研修及び介護職員初任者研修受講者に対し、実務者研修については13万5,000円、初任者研修については9万円を上限に受講費用の9割を貸し付けし、3年間市内の介護事業所に就労することにより償還を免除する事業です。

その利用状況といたしましては、介護福祉士実務者研修では24名の方が受講され、全ての方が市内介護事業所に就労しながらの受講であり、介護職員初任者研修には9名の方が受講され、こちらも全ての方が市内の介護事業所に就労しながらの受講となっています。

次に、今後の高齢者数と介護従事者の必要人員の推移についてです。

現在策定作業を進めている第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における推計では、今後3年間で65歳以上の高齢者人口は約50人程度増え、約7,500人と予想しています。一方、介護従事者の必要人員の推計では、高齢者人口が3年間で約50人増加したとしても、現段階でハローワークに求人募集されている19人の介護従事者が充足され、現行の施設の空きベッドが全て再開できれば対応可能であると考えています。

次に、市内新卒者の福祉系学校への進学と市内介護施設への就職状況についてです。

福祉系学校への進学状況は、市内2つの高校にお伺いしたところ、本年11月28日現在で3名の方が進学を予定しており、市内介護施設への就職状況は2名の方が内定しているとお聞きしています。

次に、福祉系学校の進学支援や卒業者の就職などにかかわる支援事業についてです。

市はこれまで介護事業所と連携し、定例的な意見交換会や、介護ロボットを含めた福祉用具展示研修会への参加、更には事業者アンケート調査などを実施し、より実効性の高い介護従事者確保策について協議を進めてきたところです。その中では、粥川議員からお話がありました福祉系学校への進学支援や、新卒者、中途採用者への支援、外国人技能実習制度に向けた支援についての御意見や御要望などもいただきました。

そこで、現在検討している内容といたしましては、まず、福祉系学校への進学支援や中途採用者への就職支援については、現在国が介護福祉士を目指す学生への奨学金制度や、介護施設等へ再就職者を対象とした再就職準備金の貸し付け制度の拡充を検討しており、これらの制度が明らかになった時点で支援内容の検討を進めたいと考えています。

また、新卒者への就職支援については、介護従事者新規就労定着支援事業による貸し付け制度を継続することとし、新たな支援策として、市外からの新卒者や移住者が市内の介護施設へ就職した場合の支援制度を検討しています。

介護従事者確保に関する課題は本市のみならず全国的な課題であり、国も人づくり革命の政策において、介護福祉士の処遇改善についても打ち出しているところであり、市といたしましてはこれらの動向も注視しながら、まずはこれまで行ってきた介護事業所との協議内容をもとに、新たな支援制度についての検討を進めてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） 私から、高齢者や障害者に対する子供たちの理解を深める取り組みや、体験活動についてお答えいたします。

核家族化が依然として進む中で、一般的に祖父母と同居する子供たちが少なくなっており、高齢者に対する理解の拡大が必要とされています。また、ノーマライゼーションの理念の浸透が一層求められる中で、社会全体の取り組みとして、障害のある人たちへの理解を深めることも重要な課題です。

これらのことについては、幼少期や学童期からの意識づけが望ましいとされており、本市で

は、各小学校の総合的な学習の時間において、体におもりをつけて動くなどの高齢者疑似体験や、車椅子に乗ったり目隠しをして歩いたりなど、障害の疑似体験を通して、自分と異なる状況に対する理解を深め、更には自分たちにできることは何かなどを考える学習も行っています。

また、一部の学校では、高齢者福祉施設を訪問し、歌の披露やレクリエーションなどによって、より身近に高齢者と触れ合う機会を設け、交流を通して学ぶ活動も行っています。加えて、社会福祉協議会が主催するふれあい広場への参加などにより、障害者との接点づくりも進められています。

更に、中学校においては、高齢者福祉施設における職場体験を行っている事例もある一方、市内障害者支援施設では職場体験メニューを設定し、対応を図っているほか、去る12月3日に開催された青年会議所主催の職業体験イベントでも高齢者福祉施設のブースが設置されるなど、学校と事業所や団体の双方で理解拡大の取り組みと接点づくりが進められています。

このような中で、教育委員会としても、高齢者福祉や障害福祉担当部署との連携も図りながら、児童・生徒が高齢者を敬い大切にすることを育むとともに、障害者に対して、特別な存在としてではなく自然な形で理解が深まるよう、今後も学校とも協議しながら、キャリア教育の視点も含めて学びや体験の機会拡大に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 1番 谷口隆徳議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

農業振興の対策などについて何点かお尋ねいたします。

まず初めに、TPPにかかわっての考え方についてお尋ねいたします。

過去にもTPPの問題については国内の大きな問題となり、本市においても農業関係者の反対運動などや一般質問でも取り上げられてきました。その後については、アメリカは大統領の選挙があり、トランプ大統領が選出され、その結果、アメリカはTPPを離脱するなど、状況が大きく変化したことは承知のとおりであります。

その後、この問題は棚上げ状態でありましたが、近ごろこのTPPが新たにアメリカ抜きで進められてきております。しかし、新聞などの報道によりますと、閣僚会議で早期発効に向けた大筋合意を確認したものの、首脳会合が開かれない異例の状態となったとされておりますが、もしアメリカ抜きでのTPPが11カ国の協議で協定が発効すれば、総体的にどのような分野が残り、また関税の引き上げなどが行われるのか。更にはどのような影響が出るのか。特に農産物への影響が大きいとされておりますが、本市のように農業を基幹産業としている地域においては、さきのTPPの協議でも示されたように、その影響は大きいものとされておりますが、どのようなことが考えられるのかお尋ねいたします。

特に、農産物のうち、政府は国内の農家を保護するために重要5項目と位置づけられた米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖はどうなるのか。更には、本市として現状でのこの問題をどのように捉えているのかお伺いいたします。

次に、有機農業推進や多様な農産物の栽培の推進についてお伺いいたします。

有機農業の推進については、国及び北海道においては、有機農業の推進に関する法律に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針、平成26年度からおおむね5年間、政策目標を平成30年度までに、全国の耕作面積に占める有機農業の取り組み、面積の倍増、0.4%から1%とし、北海道では有機農業推進計画第3期、平成29年度から5カ年間の計画目標を立てて推進しています。

そこで、市町村には推進計画の策定義務はないものの、有機農業の推進は、環境保全型農業として食の安心・安全の意識の高まりなど、消費者のニーズに合わせた特別栽培農産品として重要であると思います。本市における取り組み及び農業者の有機農業実施の現状と取り組みの実態をお尋ねいたします。

昨日、国忠崇史議員からも同様の質問をされておりましたが、重複をあえて質問させていただきます。

本市で開発、栽培されている大豆、つくも4号の栽培現況及び商品開発などの新しい取り組みが行われているのかどうかお尋ねいたします。

また、今後、更には農作物の多様性、多種類の栽培奨励など、支援も含めて農業者との協議や要望を取り入れてほしいとの声もあり、現状の農作物の支援体制に加えて、将来の農業経営の戦略として重要だと思えます。農作物栽培の幅を広げていく意欲のある農業者に対しての対策や支援についてどのように考えていくのかお伺いをし、最初の質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私からT P Pの現状と今後の対応について答弁申し上げ、有機農業の推進と現状の取り組み及び農作物の栽培奨励等については経済部長から答弁申し上げます。

T P Pの現状については、12カ国による大筋合意が平成27年10月5日になされ、国内においては本年1月に法律制定を含む国内手続を終了したところであります。時期を同じくして、アメリカの離脱宣言がされましたが、引き続き11カ国による協議が進められ、11月10日閣僚会合により、新協定、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるT P Pイレブンの合意内容を確認、閣僚声明が出されたところです。

その内容については、この間、アメリカが求めていたI S D S条項、知的財産保護などのいわゆる非関税障壁にかかわる規定については一部凍結をされたようですが、重要5項目のうち米、小麦、豚肉、砂糖は現行のW T O枠外成立や、差額関税制度、糖価調整制度等が維持されるものの、牛肉については現行38.5%の関税率を16年目には9%へ削減されることとなっており、牛乳、乳製品のうち、脱脂粉乳、バターはT P P枠が新たに設けられ、ホエイチーズについては現状の関税が維持されるものもありますが、区分によっては現行25%から40%の関税が最大21年目までに撤廃されることとなっています。

11月24日には、本年7月に大枠合意された日E U・E P A対策を含めた総合的なT P P等関

連政策大綱が新たに決定され、以降、国内対策についてはこの大綱に基づき対策が実施されます。重要5品目への影響については、今後の国の実施対策が決定され、それにより影響を緩和した後の試算が示されることとなっておりますが、我が国の農業、とりわけ農林業を基幹産業とする北海道に深刻かつ重大な影響が懸念されますので、その動向について注視してまいります。

市としましては、これまでの情報からは、国内最大の食料生産地域である北海道農業の存続が危惧され、我が国の食料安全保障は崩壊し、国土環境の保全や美しく豊かな農村空間の提供など、今日まで農業、農村が果たしてきた多面的機能が損なわれ、更に地域経済と安定した社会基盤についても、取り返しのつかない時代へと向かうのではとの懸念が払拭されたとは言いがたいことから、今後も関係機関との連携を図り、情報の収集に努め、さまざまな機会を捉えて、本市農業の持続的な発展を図るための取り組みについて国に強く求めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 井出経済部長。

○経済部長（井出俊博君）（登壇） 私から、有機農業の推進と現状の取り組み及び農産物の栽培奨励等についてお答えいたします。

有機農業の推進に関する法律では、有機農業とは、科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として行われる農業で、環境への負荷を低減し、消費者への安全かつ良質な農産物の提供に資するものとしております。

谷口議員のお話のとおり、消費者の食への安全・安心の意識は高まり、化学肥料、化学合成農薬が未使用の有機農産物や、地域の慣行使用量の5割以下に低減した特別栽培農産物の需要も増大しております。

そこで、本市における有機農業の取り組みについてですが、士別市農業・農村活性化計画ではクリーン農業を推進しており、クリーン農業のうち化学肥料、化学合成農薬を不使用にまで削減したものが有機農業であり、本市では土づくりを基本とし、化学物質に依存しない農業として、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用し、特別栽培や有機農業の取り組みを支援しているところです。

次に、農業者の有機農業の取り組みの現状と実態は、環境保全型農業直接支払交付金での申請者が3戸、有機JAS認証を受けている生産者が2戸の合計5戸で、カボチャ、バレイショ、ソバ、トマトを生産し、それぞれ独自の販路等を持ちながら実施されております。

次に、つくも4号についてですが、士別市農業応援アドバイザーで、拓殖大学北海道短期大学名誉教授でもある三分一敬氏が、平成16年にいわいくろとツルムスメをかけ合わせ、新品種の開発に着手し、その後交配を繰り返し、つくも4号の開発に成功いたしました。道内初の茶色い大豆で、普通大豆より大粒で甘みが強く、味の濃厚さに特徴があります。本年は市内農業者に依頼し、1.2ヘクタールで栽培を行いました。

また、商品開発につきましては、どのような用途に向いているのかなどの調査研究とあわせ

て、特産品開発に取り組んでおり、収穫したつくも4号で蒸し大豆、ドン豆、みそ、あん、豆腐、納豆などを市内外の各種業者や加工に取り組む農家等と連携して試作し、ほかの大豆との食味の違いや加工適正などを調査しており、豆腐や納豆については、試験的ではありますが商品として販売が開始され、来年から更にもう一社の販売が決まっております。

また、新たな取り組みとしまして、28年からは士別市農畜産物加工株式会社と枝豆の試作に着手しており、イベントを中心に試験販売なども実施しております。

今後は、成分分析により普通大豆との違いを数値化し、価格の安い普通大豆との差別化を図り、つくも4号の市場での評価獲得や取引価格の相場、生産者の収益性が確保できる価格形成等について調査研究を進め、栽培農家の確保や新たな特産品としての商品開発を推進してまいります。

次に、新たな農産物の栽培奨励等についてですが、農業者が新たな作物を導入する場合の多くは、商社や市場関係者からのニーズにより、販売先や価格及び収益性をある程度確認した中で、初めは小面積から試験的に栽培し、収量や品質が安定してから作付面積を拡大していくことで進められております。

このようなことから、新たな作物を栽培するに当たっては、JAや普及センターから技術指導面での支援があり、また、作付拡大時にはハウスの増設や機械導入など、初期投資について国の低利な融資制度や機械導入の補助事業を活用できるよう支援してまいります。

また、農作物栽培の幅を広げる農業者への対策としては、販路の拡大に向け、商社や市場関係者のニーズが高まっているクリーン農業などの生産技術の習得などを推進しており、新規作物の栽培試験や生産技術の研修など、JAや関係機関と連携して実施しているところです。

新たな作物やより高収益、付加価値の高い作物、更には商社や市場関係者のニーズに応じたものを生産することや、多種多様な農産物、野菜を加えた複合経営は、農業経営の安定化や収益性の向上を図る上で重要であることから、これらに意欲的な農業者の取り組みについて引き続き支援し、推進していく考えであります。

また、農業者から協議や要望を取り入れてほしいという声があるとのことではありますが、毎年農業者全員を対象に12地区で行っている地区別意見交換会などの機会に、農業者の取り組み意向等を把握し、試験栽培の支援や国の補助事業等の活用を含め、情報提供に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 自然災害における対応等についてお尋ねをいたします。

近年の気象状況は統計的にもなかなか予測しづらいこともあり、また、集中的、局地的に降雨、降雪及び台風による被害が発生して大きな災害が生じております。本市においても、各所、各地域の河川や山間部において大きな被害を出しており、土砂の流出や倒壊、決壊などが起きていることは毎年の調査で把握されているところであります。

平成29年度の地域要望においては、市内11カ所について各自治会や支所などから要望が出されております。私も今年6月に、一部地域に職員と同行して現地を視察いたしました。その様子から、河川ののり面の崩壊、土砂による排水の不良、護岸の崩壊、河道の整備などについて、改修、修復しなければならない箇所を相当数確認したところであります。想像以上に自然の大きな驚異に驚かされました。

これらの箇所は北海道の管理、または本市が管轄する場所にそれぞれ分類されますが、いずれも今後の気象の状況にあっては被害の現場が拡大するおそれもあり、早急な対策、対応が迫られるところでもあります。地域によっては民地にかかわる場所もあるなど、被害が拡大すれば耕作地などに大きな影響もあり、多大な損失も予想されます。

そこで、近年の被害及び29年度における地域要望に係る被害箇所に対する改修、改善などの進捗状況についてお伺いいたします。

また、これらにかかわる予算措置も多額なものと想像されますが、今後の対応、措置についての計画をお示しいただきたいと思います。

更に、予防措置は大変難しいと思いますが、家屋や人的被害防止など、万が一についての対策を考えていく必要があると思われませんが、考えをお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、近年の自然災害における改修の進捗状況についてです。

近年、台風や集中豪雨など異常気象による被害は多発傾向となっております。最近発生した主な災害について申し上げますが、平成26年8月に発生した豪雨により、市道朝日茂志利1号道路、於鬼頭橋が被災、27年7月には、天塩岳周辺で午後9時から11時までの2時間に80ミリの豪雨が発生し、市道朝日天塩岳道路、朝竜橋の橋梁護岸の破損、流出を初め、道路路盤が6カ所にわたり流出、また復旧工事中の於鬼頭橋が再度被災するなど、甚大な被害を受けたところ です。

また、昨年8月には観測史上初となる1週間に3つの台風の上陸と前線の影響による豪雨の発生で、市道西南連絡線では約100メートルの区間において4カ所ののり面崩落があったのを初め、土風川の河岸が流出したほか、市街南地区を中心に床上浸水9戸、床下浸水53戸となる被害がありました。

市道西南連絡線を除く平成28年度の被災箇所は211カ所に及び、復旧に要した58工事の事業費総額は約1億3,500万円となっております。

なお、いまだ通行どめとしている市道西南連絡線の復旧については、現在最終設計を行っており、30年度中の完成を目指しています。

このような大規模災害に伴う復旧事業のほか、河川、道路など社会資本整備に係る地域の懸案事項については、毎年実施する地域との合同現地調査時に、地域環境に及ぼす影響等について意見交換を行った上、整備に係る優先順位を決定しています。本年は市内11地区から169カ

所の要望がありました。このうち降雨や融雪などによる小規模な被災箇所65カ所に対し、緊急な対応が必要と判断した21カ所を実施したところです。また、舗装の補修や路面の整正など維持補修管理については104カ所の要望がありましたが、該当路線の交通量や緊急度など地域と協議した結果、52カ所について実施をしました。

次に、今後の自然災害の対応及び計画についてです。

谷口議員お話しのとおり、河川氾濫等の影響により、民家にまで被害を及ぼすおそれがある場合については、事前に河川の護岸補修を実施するなど予防的措置を講じています。また、側溝清掃や土のう設置など、直営作業により復旧整備が可能なものについては速やかに対応しているところです。

これら減災を目的とした予防保全措置や、以前からの要望箇所及び維持補修に係る総体予算としては、例年6,300万円程度を見込んでいます。また、道路、橋梁、公営住宅、上下水道など、市民生活を営む上で最も重要となる施設については、長寿命化計画による定期的な点検に加えて、防水塗装や部分改修など予防保全事業を実施しています。このほか、下水道合流改善事業や排水ポンプの増設等により、市街地区の排水機能の向上を図るための取り組みを進めているところです。

自然災害の発生に伴う被害を最小限にとどめるためには、自主防災意識の高揚はもとより、天候等により日々変化する道路や河川の状況について、地域と連携のもとに常に状況の把握に努める中で、予防保全的な対策を講じることが最も重要と考えます。今後においても、地域との情報共有を図りながら、減災のための対策を進めるなど、災害に強い安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 学校業務技師の体制及び学校支援などについてお尋ねいたします。

まず、学校業務技師の業務内容と勤務実態及び待遇についてなどお伺いいたします。

業務技師は特に近年、専門性や技術、技能が要求され、更には業務の継続性も必要とされ、学校ごとの特色や個性を育む上でも、また学校環境を整えていく上でも必要かつ重要な業務を担っていると思われれます。その上、生徒の減少や行事の縮小などもあり、空き室や広大な敷地面積を有する学校においては、草刈りや清掃などの広範な業務を担っていると聞いております。

業務技師は通常どのような業務を行って学校の管理をしているのか。更に、現在本市内13の学校に業務技師が配置されておりますが、その職制、正規職員、嘱託、臨時はどのような体制で仕事をされているのかお伺いいたします。

あわせて、業務について、現在ブロック制を本年から導入していると聞いておりますが、ブロック制の組織内容について、また業務の遂行等にどのような効果があり、効率が図られているのか。また、待遇や給与の面はどのようになっているのか。更には従事している職員の反応及び学校側の反応はどうかお伺いいたします。

次に、学校の部活動支援員についてお伺いいたします。

まず、部活動指導に係る学校支援を嘱託職員、学校業務技師としたその理由及びその目的及び業務内容はどのようなものなのか。更に、学校業務技師に対してどのような依頼、要請をしたのか。また、待遇などについてお尋ねいたします。

更に、学校業務技師が部活動指導にかかわることについて、部活の指導に当たる教員の勤務負担の軽減のために部活動指導にかかわるとされておりますが、部活動の生徒への監督や責任等の所在はどのようになっているのか。また、土曜や日曜の出勤もあり、経常業務との兼ね合いが懸念されますが、勤務時間や勤務体制などに十分な配慮が行われているのか。また、勤務体制が明確化されているのか。例えば対外試合や大会に出場する場合の対応や待遇、また、嘱託職員を学校支援員に委嘱する場合は、任意とはいえ業務命令的にはなっていないか。これは学校業務技師としての業務外として委嘱するものであり、業務技師間の理解と連携を密にしていくことが部活動支援をスムーズに行えることと思いますが、今後の部活動支援の体制などについて考えをお伺いいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上生涯学習部長。

○生涯学習部長（村上正俊君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

業務技師の業務については、士別市立学校に勤務する業務技師等の勤務に関する規定により定められており、職務内容としては、日常的には校舎内外の清掃及び軽易な整備作業やじんかいの処理、学校給食の取り扱いなどがあります。また、年間の作業スケジュールでは、春先には植木の冬囲い撤去、屋外止水栓の点検や校舎敷地内のネット設置などの環境整備、5月以降は校舎周辺の草刈りやグラウンドの整備、また農業学習で使用する畑の準備や管理を行います。降雪期を迎える時期には窓の雪よけ設置や屋上ドレーンの清掃などがあり、このほか夏、冬休みの長期休業期間には全校舎内のワックスがけを行っています。

このようなことから、学校施設が古ければ営繕などの作業が多くなり、また、新しい施設であっても定期的な機器の点検など、施設管理の作業は多岐にわたるところです。

次に、業務技師の任用形態についてです。

現在、再任用を含めた正職員が6名、正職員と勤務時間が同じ嘱託職員が10名、1週の勤務時間が30時間の非常勤職員が1名であり、士別小、南小、士別中、南中の4校では複数の配置、それ以外では1名配置を基本としていますが、上士別小学校と中学校においては建物が1つとして管理できることから、2校に1名の配置としております。

次に、学校業務技師のブロック制についてです。

この制度は全市を大きく3つのブロックに分け、ブロック内の連携を図ることによって業務の効率化を目指すものです。更に、今後も業務技師体制を継続していくためには技能の継承や技術力の向上が不可欠なことから、共同作業を通して技術継承を促し、また基本的に一人職場である業務技師同士のつながりを強固なものとするすることで、効率的な業務遂行が図られるものと考えています。

こうしたことから、各ブロックにはブロック長を置き、共同作業における作業計画の立案や共同作業現場での指揮など、他の業務技師に対しての指導的役割を担うことから、賃金日額を約6%増額しています。

このような中、具体的には、上士別公民館兼内分館の出入り口改修を行い、コンクリート補修や鉄板補強などの研修を実施したほか、日常的な樹木の枝払いや倒木の処理のためチェーンソーを使用する研修としては、南小学校校庭の樹木の伐採などを実施しました。これら研修による成果として、業務技師のスキルアップが図られたことはもとより、複数体制で作業を行うことによる時間短縮など一層の業務の効率化も図られているところです。

次に、中学校における部活動についてです。

児童・生徒の減少に伴い、教職員の定数減が進んでおり、部活動の数が制限されているほか、多忙な教員の負担軽減が課題となっており、解決のためには全ての学校職員の対応に加え、地域での協力なども求められています。

こうした中、まずは教職員以外の業務技師や事務生、特別支援教育支援員などによる対応を検討した結果、当面嘱託職員の学校業務技師による部活動指導などの学校支援を本年度から導入したところです。

今回、業務技師が部活動指導を担うに当たっては、年齢や配置校を考慮し、具体的に部活動指導ができるのかの検討のもと、本人の意思を十分尊重し、賃金日額を約17%上積みすることで処遇の改善を図っているところです。

また、生徒指導や責任については、原則的には部活動顧問教諭の責任のもとに、その指示により支援を行っているところであり、顧問教諭が離れている場合などは一定の責任を負うところです。

次に、部活動の支援に要する時間に関しては1週12時間程度としていますが、長期休業中は業務技師による支援がないことや、テスト期間中は部活動を休止することなどを考慮し、顧問教諭と調整しながら、本来の業務技師の仕事に影響がなく、また過度な負担とならないよう配慮しているところです。

なお、学校には嘱託職員や非常勤職員が多数勤務していることから、今後においては業務技師以外の職種についても取り組みの可能性を検討してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 一つだけちょっと確認させていただきたいんですけども、今、嘱託職員の部活動の支援なんですけれども、これは、待遇は17%付加して待遇改善をしているということなんですけれども、こういうものがある程度制度化されれば、給与体系とか賃金体系が、今どういうふうな形で、教育委員会部内で処理されている賃金体系なのか、それとも条例化何かされているという状況に持っていくのか、これから業務技師以外にも支援体制をきちんとするならば、ある一定程度の待遇の条例化といいますか、規則化というんですか、そういうことも

必要ではないかなと思うんですが、その点についてどういうふうにお考えですか。

○議長（丹 正臣君） 村上部長。

○生涯学習部長（村上正俊君） 再質問にお答えいたします。

現在、このブロック制の部分と、それから部活動支援の部分ということで賃金体系を若干変えていることにつきましては、今年度から、まず決裁でこの分については取り扱っておりますが、今後職種拡大等に至る場合につきましては、一定の要綱なり規則なりの設定が必要かと思っております。

以上です。

○議長（丹 正臣君） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 2時35分散会）